

居宅介護支援・介護予防支援重要事項説明書

〈令和8年6月1日現在〉

1. 居宅介護支援事業所 たてしな の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	居宅介護支援事業所 たてしな
所在地	北佐久郡立科町大字芦田720番地1
介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業 (2072100783)
通常の事業の実施地域	*居宅介護支援～立科町・佐久市・長和町・上田市・東御市・小諸市 ・指定介護予防支援～立科町・佐久市・小諸市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容
所長	主任介護支援専門員	1名		介護支援専門員兼務
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護支援専門員	3名 0名	1名	居宅支援計画・介護予防 サービス計画作成
事務職員		1名		庶務事務

(3) 営業日、営業時間、休業日

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜日、日曜日、12月30日～1月3日

*当事業所では、介護支援専門員による24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しております。

[連絡先] 営業時間内 電話番号；0267-56-3100

営業時間外（夜間・休日等） 携帯電話番号；090-2232-4165

2. 居宅介護支援・介護予防支援の内容、提供方法

(1) 居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書の作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族又は代理人に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族又は代理人に提供し、公正中立の立場で利用者にサービスの選択をしてもらうため、複数の事業所の紹介をするとともに、ケアプラン・予防プランに位置付けた際にその理由を求められた場合は、説明を行いません。
- ③ 在宅生活を送る上での目標やその達成時期、サービス提供に当たっての留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス・指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族又は代理人に説明し、その都度利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成に関する必要な援助や障害福祉制度の相談支援専門員との連携を必要に応じて行います。

(2) 経過観察・再評価

居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族又は代理人と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス・指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画変更、要介護認定・要支援認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

＊保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記金額の居宅介護・介護予防支援費をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、住所地の市町村介護保険担当窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けられます。

※居宅介護支援報酬（介護保険から事業所へ支給される報酬であり自己負担金はありません。）

- ・基本額：要介護1、2：10,860円 要介護3、4、5：14,110円
（上記の金額に15%の特別地域加算がかかります。）
- ・特定事業所加算（Ⅱ）：421（Ⅲ）：323単位/月 なお、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定した場合は、その翌年度より特定事業所医療介護連携加算：125単位/月を追加算定します。

※次に該当する場合は、上記にそれぞれ加算します。

- ・初回加算：新規に居宅介護支援を行った場合、又は要介護状態区分が2段階以上変更になった場合。：300単位/月
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ）：介護支援専門員が入院した日のうちに病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。：250単位/月
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ）：介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日（入院日から3日以内）に病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。）：200単位/月
- ・退院・退所加算：退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を得た上でケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。（入院又は入所期間中3回を限度、初回加算を算定していない場合に限る。）

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携1回	450単位/月	600単位/月
連携2回	600単位/月	750単位/月
連携3回	—	900単位/月

- ・緊急時等居宅カンファレンス加算：病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。（1月に2回を限度として算定）：200単位/月
- ・ターミナルケアマネジメント加算：在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、24時間連絡を取れる体制を確保し、死亡

日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握、利用者への支援を実施し、訪問により把握した利用者の心身の状況等の記録した情報を主治医等、居宅サービス事業者へ提供した場合。：400 単位/月

- ・通院時情報連携加算：利用者が医師、歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。（1 月に 1 回を限度として算定）：50 単位/月
- ・看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価：モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること。居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、事業所においてそれらの書類を管理しておくこと。⇒居宅介護支援費を算定可。

※介護予防支援報酬（介護保険から事業所へ支給される報酬であり自己負担金はありません。）

- ・基本額：要支援 1、2：4,720 円
（上記の金額に 15%の特別地域加算がかかります。）

※次に該当する場合は、上記にそれぞれ加算します。

- ・初回加算：新規に介護予防支援を行った場合：300 単位/月
- ・委託連携加算（地域包括支援センターが行う場合のみ）：指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算します。：300 単位/月

※処遇改善加算（R8.6.1 新設）：基本サービス費に各種加算減算を加減した 1 月当たりの総単位数に加算率（2.1%）を乗じて算出します。

（2）交通費

前記 1 の（1）の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合は 1 km 当たり 60 円いただきます。

（3）解約料

契約後、利用者及びその家族又は代理人の都合によりいつでも契約を解約することができます。一切料金はかかりません。

（4）その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、10 日以内にお支払いください。お支払い方法は、現金、口座からの自動振替（佐久浅間農業協同組合・郵便局・長野県信用組合）の 2 通りの中からご契約の際に選べます。

ただし、口座からの自動振替は通帳への記帳により領収にかえさせていただきます。この場合でも必要に応じて領収書を発行します。

4. 事業所の居宅介護支援・介護予防支援の特徴等

（1）運営の方針

利用者及びその家族等の要望に添い、適切かつ効果的な居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成し、明るく心豊かな生活が送れるよう支援します。

（2）サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方は管理者にお申し出ください。

- ② 調査（課題把握）の方法は「居宅サービス計画ガイドライン、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」様式で行います。
- ③ 介護支援専門員への研修は年1回以上実施しています。
- (3) 介護予防ケアマネジメント業務の受託と直接契約

日常生活支援総合事業対象者の利用者及びその家族の意向により介護予防ケアマネジメント)の受託を行っています。介護予防につきましては、受託もしくは、直接契約を行っています。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供時に容体の変化等があった場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師等に連絡をとる等必要な対応をします。なお、入院された場合は、利用者、ご家族の方は当該事業所の名称、担当の介護支援専門員の氏名などを入院先の医療機関にお知らせください。

『緊急連絡先』

氏 名		続 柄	
住 所			
電 話 番 号			

6. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所の相談・苦情

① ご利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援・介護予防支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

電 話 0 2 6 7 - 5 6 - 3 1 0 0

(受付時間：営業日 午前8時30分～午後5時30分まで)

苦情受付担当者 介護支援専門員 氏名 北 村 香 苗

苦情解決責任者 管理者(所長) 氏名 中 村 哲 也

(2) 当事業所 第三者委員会

① 長野県国民健康保険団体連合会 Tel 0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0

② 各市町村介護保険担当窓口

当事業者以外に、あなたの住所地の市町村介護保険担当課に苦情を伝えることができます。

7. その他

本説明書のうち、政令・省令で定める介護報酬単位の改定に係る利用料の変更及び事業者の軽微な変更については、別途通知により説明したものとします。

8. 当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人ハートフルケアたてしな
代表者役職・氏名	理 事 長 土 屋 春 江
本部所在地	北佐久郡立科町大字芦田720番地1
電話番号	0 2 6 7 - 5 6 - 1 9 5 5
実施事業	1. 居宅介護支援事業・介護予防支援事業 2. 相談支援事業 3. 指定介護老人福祉施設

4. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
5. 通所介護・第一号通所事業
6. 訪問介護・第一号訪問事業
7. 認知症対応型共同生活介護
8. 市町村からの受託サービス事業他

事業所数等	居宅介護支援事業・介護予防支援事業	1ヶ所
	相談支援事業	1ヶ所
	指定介護老人福祉施設（すずらん）	1ヶ所
	短期入所生活介護（すずらん）	1ヶ所
	通所介護（デイサービスセンター やすらぎ・ほほえみ）	2ヶ所
	訪問介護（ヘルパーステーション たてしな）	1ヶ所
	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム だんらん）	1ヶ所
	認知症対応型通所介護（デイサービス だんらん）	1ヶ所
	有料老人ホーム（徳花苑）	1ヶ所

令和 年 月 日

居宅介護支援事業・介護予防支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

所在地 北佐久郡立科町大字芦田720番地1
 名称 居宅介護支援事業所 たてしな
 所長 中村 哲也 印
 説明者 居宅介護支援事業所 たてしな
 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援・介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

(家族又は代理人)

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印